十三　脱炭素都市再生整備事業にあっては、次に掲げる図書

イ　当該脱炭素都市再生整備事業の施行前及び施行後における整備事業区域内の緑地及び緑化施設の用に供する土地の面積の合計を明らかにすることができる書類

ロ　再生可能エネルギー発電設備等の性能及び整備の状況を明らかにすることができる書類

ハ　再生可能エネルギー発電設備等が整備事業区域外において整備される場合にあっては、当該整備の実施前及び実施後における当該整備に係る区域内の緑地及び緑化施設の用に供する土地の面積の合計を明らかにすることができる書類

ニ　当該脱炭素都市再生整備事業の施行により整備される建築物に対して供給されるエネルギーであって、再生可能エネルギー発電設備等によって供給されるエネルギーの供給の状況その他の化石燃料以外のエネルギーの利用の状況を明らかにすることができる書類

ホ　当該脱炭素都市再生整備事業の施行により整備される建築物のエネルギーの利用の効率性その他の性能に関する評価又はその見込みを記載した書類

ヘ　当該脱炭素都市再生整備事業の施行に伴う温室効果ガスの排出の量の削減に資する建設資材の利用、工法その他の措置を記載した書類

十四　（略）

２　（略）

（脱炭素都市再生整備事業に係る民間都市再生整備事業計画に記載する再生可能エネルギー発電設備等）

第二十三条の二　法第六十三条第三項第三号の国土交通省令で定める設備は、次に掲げるものとする。

一　再生可能エネルギー発電設備その他の太陽光その他の化石燃料以外のエネルギー源から電気又は熱を得るために用いられるものとして国土交通大臣が認める設備（整備事業区域外において整備されるものであって、当該脱炭素都市再生整備事業の用に供するものを含む。）

二　エネルギーの効率的利用を図るために必要な計測機器、通信機器、電子計算機その他国土交通大臣が認める設備

三　発電及び廃熱の回収利用を行うために必要なタービン、ボイラー、熱交換器その他国土交通大臣が認める設備

（脱炭素都市再生整備事業に係る民間都市再生整備事業計画の認定基準）

第二十三条の三　法第六十四条第一項第五号の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一　当該脱炭素都市再生整備事業の施行後における整備事業区域内の緑地及び緑化施設の用に供する土地の面積の合計の整備事業区域の面積に対する割合が十分の一以上であること。

二　当該脱炭素都市再生整備事業の施行後における整備事業区域内の緑地及び緑化施設の用に供する土地の面積の合計が、同事業の施行前における整備事業区域内の緑地及び緑化施設の用に供する土地の面積の合計を下回らないこと。

（新設）

十三　（略）

２　（略）

（新設）